

国立大学法人高知大学における証明書発行手数料に関する規則

平成 27 年 9 月 29 日
規 則 第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学における証明書の発行手数料に関し必要な事項を定める。

(証明書の発行)

第 2 条 証明書の発行は、申請に基づき行うものとする。

(発行手数料)

第 3 条 発行手数料は、発行の申請を受理する際に徴収するものとする。

2 高知大学（附属学校を除く。以下「本学」という。）を卒業又は修了した者、退学した者及び除籍された者（本学に正規の学生として在籍していた者以外に、研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生等として在籍していた者を含む。以下「離籍者」という。）の卒業証明書、修了証明書、退学証明書、在籍証明書、その他各種証明書に係る発行手数料は、次のとおりとする。

- (1) 和文証明書 1 通につき 300 円
- (2) 英文証明書 1 通につき 500 円

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する証明書の発行手数料を徴収しない。

- (1) 本学在学中の者が申請する場合
- (2) 卒業、修了、退学又は除籍の日の属する年度に申請する場合
- (3) 特別聴講学生及び特別研究学生に関する証明書について、当該学生を派遣した大学に交付する場合
- (4) 本学の錯誤、過失等のために、発行した証明書が所期の目的を達成できないとする申出に基づき新たな証明書を発行する場合

4 海外に居住する離籍者の証明書について、証明書発行手数料を徴収し難い場合は、無料とすることができる。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、証明書の発行手数料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。